

**第1部
広島県の環境政策**

1 環境問題の推移

本県では、昭和30年～40年代の高度成長期において、瀬戸内海沿岸を中心に、大気汚染や水質汚濁などの産業公害や、開発に伴う自然環境の破壊が進行し、大きな社会問題となりました。こうした問題に対処するため、国による各種の公害関係法の制定とあいまって、本県においても、「公害防止条例」や「自然環境保全条例」などを制定し、これらに基づく施策を推進してきました。

その結果、事業者や県民、国、県及び市町の努力によって、激甚な公害の克服や優れた自然環境の保全について、一定の成果をあげることができました。

この間、経済成長に伴う都市化の進展や、生活様式の変化による大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした社会経済システムが定着し、自動車交通公害、生活排水等による水質汚濁などの都市・生活型公害、廃棄物排出量の増大など、新たな環境問題が発生してきました。また、地球温暖化やオゾン層の破壊、野生生物種の減少、酸性雨など、地球的規模の環境問題も生じています。

こうした問題に対処するため、本県では環境の保全に関する基本理念、県民・事業者・行政の責務や施策の基本となる事項を定めた「環境基本条例」を平成7年3月に制定するとともに、平成9年3月には、同条例に基づく「環境基本計画」を策定し、環境保全に関する施策を総合的・計画的に推進してきました。

その後、海砂利採取問題を契機とした瀬戸内海の環境保全対策や、びんごエコタウン構想の推進、一般廃棄物を利用したRDF発電事業などに取り組んできましたが、地球温暖化の進行、廃棄物処分場の逼迫、ダイオキシン類・環境ホルモン等の有害化学物質問題やアスベスト問題、ツキノワグマなどの野生生物の保護・管理、各種リサイクル法への対応、グリーン購入や環境学習など、新たな取組を要する問題も多く、引き続き、社会状況の変化に対応した施策を適切に推進していくことが求められています。

国では、『循環型社会』の構築に向け、その基本理念を定めた「循環型社会形成推進基本法」の制定や「廃棄物処理法」^{※1}の改正が行われるとともに、個別物品のリサイクルを進めるため、「容器包装リサイクル法」^{※2}、「家電リサイクル法」^{※3}、「グリーン購入法」^{※4}、「食品リサイクル法」^{※5}、「建設リサイクル法」^{※6}、「自動車リサイクル法」^{※7}等のリサイクル関係法が相次いで制定され、順次見直し・改正されています。また、アスベスト対策を強化するため、「大気汚染防止法」等の一部改正が行われたほか、瀬戸内海など3水域を対象とした「第6次水質総量規制」が実施されています。

地球温暖化問題に対しては、京都議定書の目標達成に向けて、国民の取組や業務部門・家庭部門の対策を強化するための「地球温暖化対策推進法」^{※8}の改正が順次行われるとともに、北海道洞爺湖サミットを契機とし、「低炭素社会づくり行動計画」が閣議決定されています。また、2020年における我が国の温室効果ガスの削減目標（中期目標）が発表されています。

自然環境の保全については、損なわれた生態系や自然環境の回復を目的とした「自然再生推進法」、生物多様性の確保を盛り込んだ「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」、外来種による生態系等の被害を防ぐための「外来生物法」、多様な生物を守るための「生物多様性基本法」などが制定されています。

また、持続可能な社会を構築するための基盤として、自主的な環境保全等の取組を促す「環境保全活動・環境教育推進法」^{※10}が新たに制定され、各主体が連携して環境保全意欲の増進や環境保全活動の推進に努めることが求められています。

※1 廃棄物処理法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ※2 容器包装リサイクル法：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
※3 家電リサイクル法：特定家庭用機器再商品化法 ※4 グリーン購入法：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 ※5 食品リサイクル法：食品循環資源の再利用等の促進に関する法律 ※6 建設リサイクル法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ※7 自動車リサイクル法：使用済自動車の再資源化等に関する法律 ※8 地球温暖化対策推進法：地球温暖化対策の推進に関する法律 ※9 外来生物法：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 ※10 環境保全活動・環境教育推進法：環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律

2 環境政策の方向性

今日の環境問題の多くは、私たちの日常の生活や通常の事業活動に起因しています。その背景として、私たちは、科学技術の飛躍的な進展や経済の発展により、資源やエネルギーを大量に消費しながら、便利で豊かな生活を享受してきました。こうした生活様式や、これを支える社会経済システムが、廃棄物問題、地球温暖化などの様々な環境問題の原因となっていることを理解しなければなりません。

これらの問題は、対策を講じないまま放置すれば、問題がさらに深刻化するとともに、解決が一層難しくなり、ひいては人類の生存基盤を脅かすことになります。

今、私たちがなすべきことは、私たちの社会を持続可能なものに変えていくことです。これまでの資源・エネルギーの大量消費に依存した大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会を変革していくためには、私たち一人ひとりのライフスタイルや事業活動のあり方を見直すとともに、本県の優れた自然環境や生物多様性を保全し、次代に継承していく必要があります。

■環境政策の新たな展開

本県では、持続可能な社会の実現を目指して、県民・事業者・行政のすべての主体が協働して、「環境にやさしい広島づくり」と「次代への継承」に取り組んでいます。このため、本県の環境政策の基盤となる「環境基本計画」の改定（平成14年度）や、「第2次廃棄物処理計画」（平成19年度）を策定しています。

環境問題の構造の変化に適切に対応して持続可能な社会づくりを進めるためには、新たな政策手段の導入や、環境配慮のしくみづくり、環境学習の支援や、環境情報の提供など、あらゆる政策を組み合わせて、相乗的な効果を発揮させることが重要になっています。

このため、廃棄物の排出抑制やリサイクルを誘導する経済的な手法（インセンティブ）として「産業廃棄物埋立税」を導入（平成 15 年度）し、その収税を「リサイクル」「廃棄物対策」「自主的な環境活動の支援」の事業に充てています。（平成 20 年度から 5 年間延長）

また、新たな環境問題に広範に取り組むため「公害防止条例」を全面改正し、産業公害に対応した規制的手法に加え、県民・事業者の自主的な取組を促す仕組みを導入した「生活環境保全条例」^{※11}を制定（平成15年度）しました。

さらに、県民総ぐるみで地球温暖化防止に取り組むため、日常の生活や事業活動等における省エネルギー対策や新エネルギー導入等の施策を盛り込んだ「地球温暖化防止地域計画」(平成15年度)や「地域新エネルギービジョン」を策定(平成16年度)し、平成20年7月から、「広島発・ストップ地球温暖化 県民運動」を展開するなど、これらに基づく施策を展開しています。また、平成21年から広島県グリーンニューディール基金事業により、二酸化炭素削減対策を一層推進していきます。

■ 今後の取組み

「環境基本計画」や「生活環境保全条例」などを踏まえ、

- ・持続可能な社会の構築
 - ・環境と経済・社会の調和的発展
 - ・各主体による自主的取組の推進や連携・協働体制の構築

の3つの視点に基づき、「みんなで進める次代のための環境づくり」を施策方針として、次の施策を重点に推進していくこととしています。

- ① 地球環境保全対策の推進
 - ② 循環型社会の構築
 - ③ 自然と人がふれあう自然環境保全対策の推進

また、こうした施策の共通的な基盤として、「自主的な環境配慮を実践する人づくり」や、「自主的な環境配慮を支える基盤づくり」などを進めていくこととしています。

※11 生活環境保全条例：生活環境の保全等に関する条例

環境行政の変遷と今後の方向

年代	経済状況		時代のキーワード		GDP 経済成長率	環境問題 の推移	国の環境行政の変遷		広島県の環境行政の変遷
	経済的自立 完全雇用 所得倍増 公害問題	神武景気 岩戸景気 初全総 いさなき景気 新全総	均衡ある日本建設 国民福祉の充実 環境対策 国際協調の推進	地政保全 施設整備 資源開発 公害対策 第1次石油ショック 相次ぐ経済対策			自然との共生 都市生活型公害 安定成長への移行 国民生活の質的向上	廃棄物リサイクル 地政環境保全 有害化学物質等	
1965 (S40)	いさなき景気 新全総	日本列島改造 第1次石油ショック	公害対策 環境対策 国際協調の推進	15.4%	33兆円	公害対策基本法(S42)⇒廃止(H15) 騒音規制法(S43) 水質汚濁防止法(S45) 公害紛争処理法(S45) 公害防止法(S46) 公害防止組織整備法(S46) 公害健康被害補償法(S48)	自然公園法(S32)	化製場法(S23)	県立自然公園条例(S34.10公布・S34.11施行)
1975 (S50)	3全総 第2次石油ショック 相次ぐ経済対策	安定期へ移行 安心できる社会 地球サミット	多極分散 豊かさ実感 安心できる社会 地球サミット	9.0%	143兆円	振動規制法(S51) 湖沼水質保全特措法(S59) 湖戸内海環境保全特別措置法(S53) ※湖戸内海環境保全基本計画(S53) ※第1次水質総量削減基本方針(S54) 公害防止事業者負担法(S45) 公害財特法(H46) 自然環境保全法(S47) 湖戸内海環境保全臨時措置法(S48)	都市生活型公害 産業公害	自然公園法(S32)	公害防止条例(S44制定・S46全部改正)⇒廃止(H15) 公害紛争処理条例(S45.10公布・H45.11施行) 自然環境保全条例(S47.12公布・S48.4施行)
1985 (S60)	3ラサ合意 バブル景気 4全総 消費税(3%)導入 バブル崩壊 相次ぐ経済対策	豊かさ実感 安心できる社会 地球サミット	豊かさ実感 安心できる社会 地球サミット	6.3%	320兆円	オゾン層保護法(S63) 資源有効利用促進法(H3) 有害廃棄物輸出入規制法(H4) 気候変動枠組み条約(H6)	省エネルギー法(S54)	自然海浜保全条例(S55.3公布・S55.5施行) ※第1次水質総量削減計画(S55.3) ※湖戸内海環境保全県計画(S56.7)	
1995 (H7)	消費税率5% 5全総 相次ぐ経済対策	携帯電話普及 ナホトカ号重油流出事故 温暖化防止京都會議 環境ホルモン	規制緩和 世界人口60億人突破 中央省庁再編	483兆円 0.4%	※第1次環境基本計画(H6)	容器包装リサイクル法(H7) 環境影響評価法(H9) 京都議定書締結(H9) 地球温暖化対策推進法(H10)	※酸性雨問題 ※有毒大気汚染物質対策 ※ハイオキシン類対策 ※環境ホルモン調査	化製場法施行条例(S59.6公布・S59.10施行) 淨化槽保全点検業者登録条例(S60.7公布・S60.10施行)	自然海浜保全条例(S55.3公布・S55.5施行) ※第1次水質総量削減計画(S55.3) ※湖戸内海環境保全県計画(S56.7)
2000 (H12)	物価下落継続	米国同時多発テロ 世界人口60億人突破	家電リサイクル法(H10) グリーン購入法(H12) グリーンサイクル法(H12) 建設計画(H12) 循環型社会形成推進基本法(H12)	513兆円 1.2%	※第2次環境基本計画(H12)	※湖戸内海環境保全基本計画改定(H12)	※不法投棄ペトロール、110番 ※第1次環境基本計画(H9.3) ※海砂採取禁止(H10.2) ※一般廃棄物広域処理計画(H10.7) ※環境影響評価条例(H10.10公布・H11.6施行) ※びんごエコタウン構想(H11) ※第1次地球温暖化対策実行計画(H12.3) ※湖戸内海環境保全創造プラン(H13.3) ※ひんごエコタウン実行計画(H14.3) ※湖戸内海環境保全県計画改定(H14.7) ※産業廃棄物物理立税率(H14.7公布・H15.4施行) ※産業廃棄物抑制基金条例(H15.3公布・H15.4施行) ※第2次環境基本計画(H15.3) ※第一次廃棄物処理計画(H15.3) ※生活環境保全条例(H15.10公布・H15.4施行) ※第2次環境基本計画(H15.3) ※第2次環境基本計画(H15.3) ※第2次環境基本計画(H15.3) ※第2次環境基本計画(H15.3)	野生物種保護条例(H6.3公布・H7.1施行) 環境基本条例(H7.3公布・施行)	自然海浜保全条例(S55.3公布・S55.5施行) ※第1次水質総量削減計画(S55.3) ※湖戸内海環境保全県計画(S56.7)
2005 (H17)	日本郵政公社発足	就職氷河期 人口減少	自動車リサイクル法(H14) 自動車リサイクル法(H14) RPS法(H14) フロン回収破壊法(H13)	503兆円 2.4%	※第6次水質総量削減基本方針(H18)	※第3次環境基本計画(H18) ※第6次水質総量削減基本方針(H18) ※第3次環境基本計画(H18) ※第6次水質総量削減基本方針(H18)	※アスベスト問題 ※京都議定書発効(H17)	※最終処分場の計画的確保 ※CO2削減 ※自然再生エネルギーの促進 ※地盤強化適応策の検討	公害防止条例(S44制定・S46全部改正)⇒廃止(H15) 公害紛争処理条例(S45.10公布・H45.11施行) 自然環境保全条例(S47.12公布・S48.4施行)
2005 (H17)	日本郵政グループ発足 原油価格上昇 経済危機対策	北海道洞爺湖サミット	容器包装リサイクル法改正(H18) 食品リサイクル法改正(H19) RPS法(H14)	京都議定書発効(H17)	※第6次水質総量削減基本方針(H18) ※第3次環境基本計画(H18) ※第6次水質総量削減基本方針(H18) ※第3次環境基本計画(H18)	※アスベスト問題 ※京都議定書発効(H17)	※最終処分場の計画的確保 ※CO2削減 ※自然再生エネルギーの促進 ※地盤強化適応策の検討	※保管PCBの処理 ※保管PCBの処理	自然海浜保全条例(S55.3公布・S55.5施行) ※第1次水質総量削減計画(S55.3) ※産業廃棄物抑制基金条例(H15.3公布・H20.3施行) ※第2次環境基本計画(H15.3) ※第2次環境基本計画(H15.3)
【今後の課題等】	※瀬戸内海の再生に向けた新規立法	※廃棄物のエネルギー利用(熱回収)							

【今後の方向】

- | | |
|--|--|
| <p>I 稲作型社会の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進 ○ 農業物の循環(不法投棄防止、最終処分場確保等)の推進 ○ 全面水循環(流域水循環、水の合理的・循環的利用等)の確保 ○ 地域環境保全対策の推進 (大気、水質、土壤、振動、悪臭、化学物質、地域環境等) | <p>II 地球環境保全への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化防止対策及び適応策の推進 ○ (二酸化炭素排出削減、新エネルギー導入、温暖化適応策等) ○ 地球環境保全への貢献 ○ (オゾン層保護、酸性雨対策、熱帶材使用削減、海洋汚染防止等) ○ 國際的な環境保全活動(環境国際協力、環境技術移転等)の推進 |
|--|--|

[基本理念]

環境にやさしい広島づくりと次代への継承

【社会経済システム】

島嶼の環境政策

大量生產・大量消費・大量廢棄型社會

意識・バズレジ改編

資源工木儿半——循環·地球環境重視型社會

等)

1

10 of 10